

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年11月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第102号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（給与条例等の適用除外等）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与等条例第5条、第28条の2第1項及び第29条第2項の規定の適用については、給与等条例第5条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与等条例第28条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）が」と、給与等条例第29条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「<u>100分の137.5</u></p>	<p>（給与条例等の適用除外等）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の150</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与等条例第5条、第28条の2第1項及び第29条第2項の規定の適用については、給与等条例第5条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与等条例第28条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）が」と、給与等条例第29条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「<u>100分の132.5</u></p>

	」とあるのは「 <u>100分の155</u> 」とする。	」とあるのは「 <u>100分の150</u> 」とする。
4	[略]	4 [略]
2	<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の150</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与等条例第5条、第28条の2第1項及び第29条第2項の規定の適用については、給与等条例第5条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与等条例第28条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）が」と、給与等条例第29条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の150</u>」とする。</p>	<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の137.5</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の152.5</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与等条例第5条、第28条の2第1項及び第29条第2項の規定の適用については、給与等条例第5条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与等条例第28条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）が」と、給与等条例第29条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の137.5</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の152.5</u>」とする。</p>
4	[略]	4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成25年4月

1日から施行する。